

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 ( 2 0 1 8 年 ) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)	備考
鶴川 519号	小野路町 2352番地先	小野路町 2387番3地先	1.82	101.13	別図1
南 158号	南成瀬八丁目 19番16地先	南成瀬八丁目 147番地先	1.82	184.70	別図2
堺 457号	小山町 2329番地先	小山町 2319番地先	1.82	102.00	別図3
鶴川 720号	小野路町 1715番7地先	小野路町 1596番9地先	6.00～ 10.20	506.20	別図4

### 説明

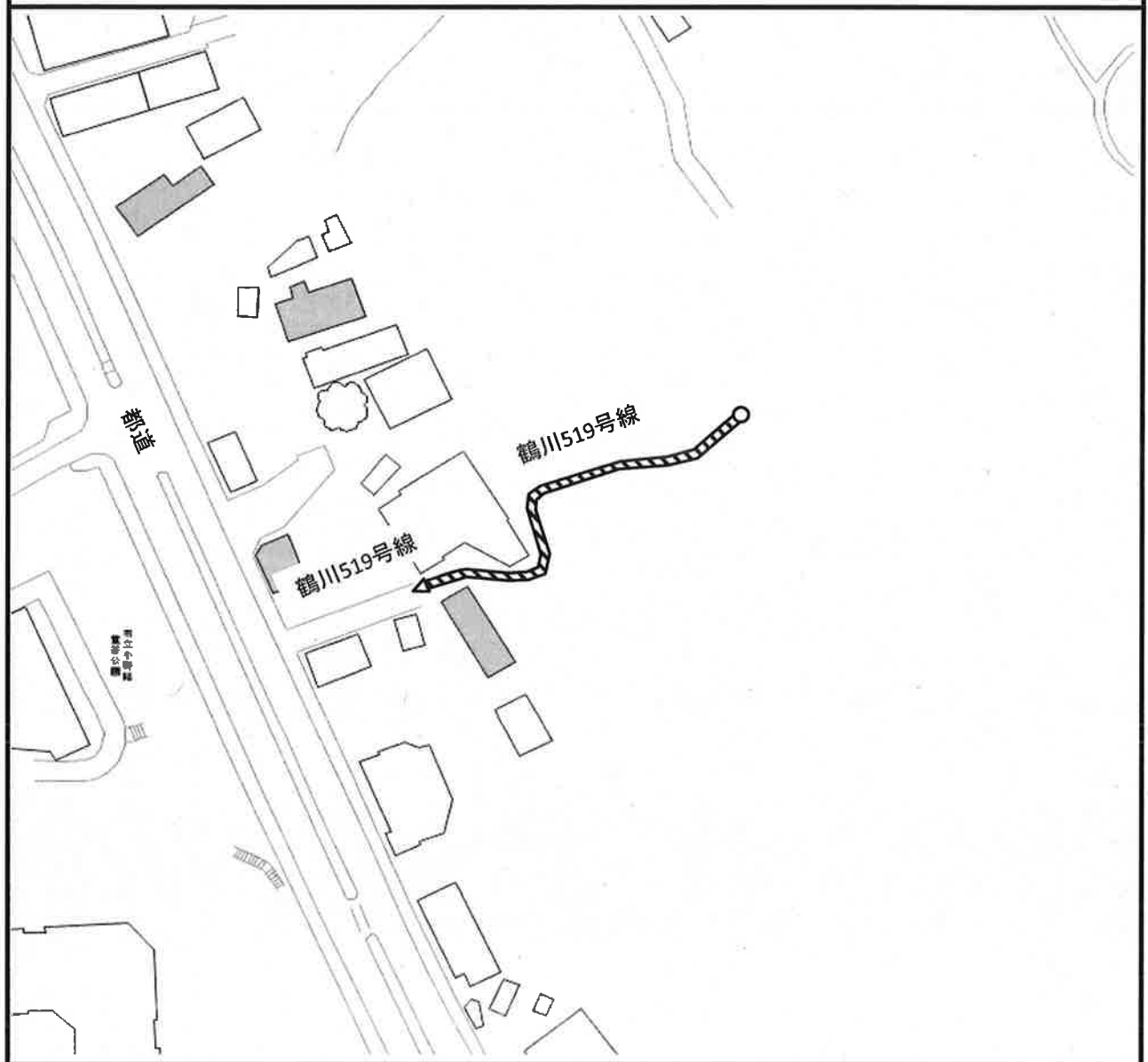
本件は、道路として機能のない路線および都道と重複している路線を廃止するものです。

# 市道路線の廃止略図

町田市小野路町 地内  
市道 鶴川519号線(一部廃止)



廃止する区間

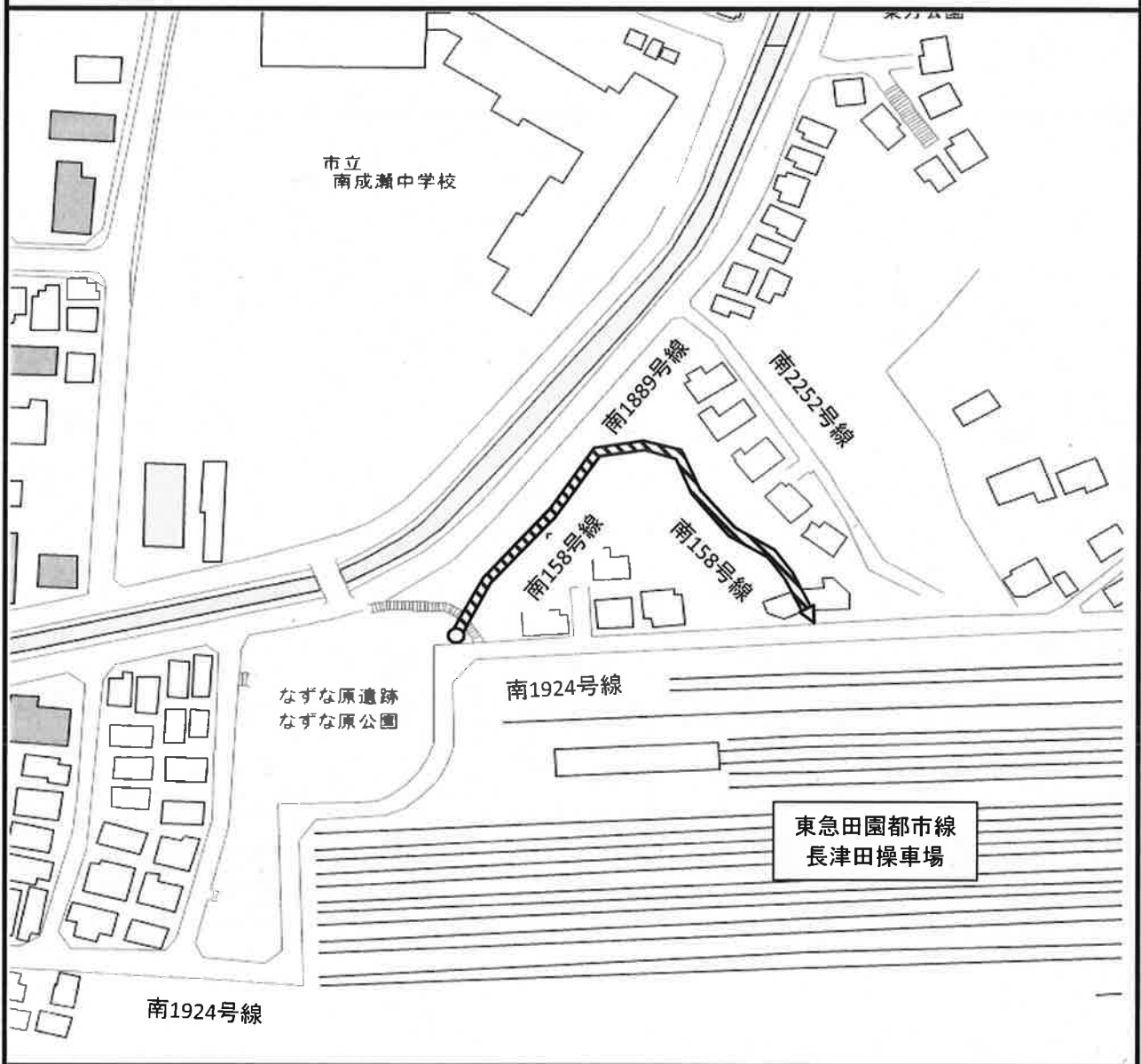


# 市道路線の廃止略図

町田市南成瀬八丁目 地内  
市道 南158号線(全部廃止)



廃止する区間

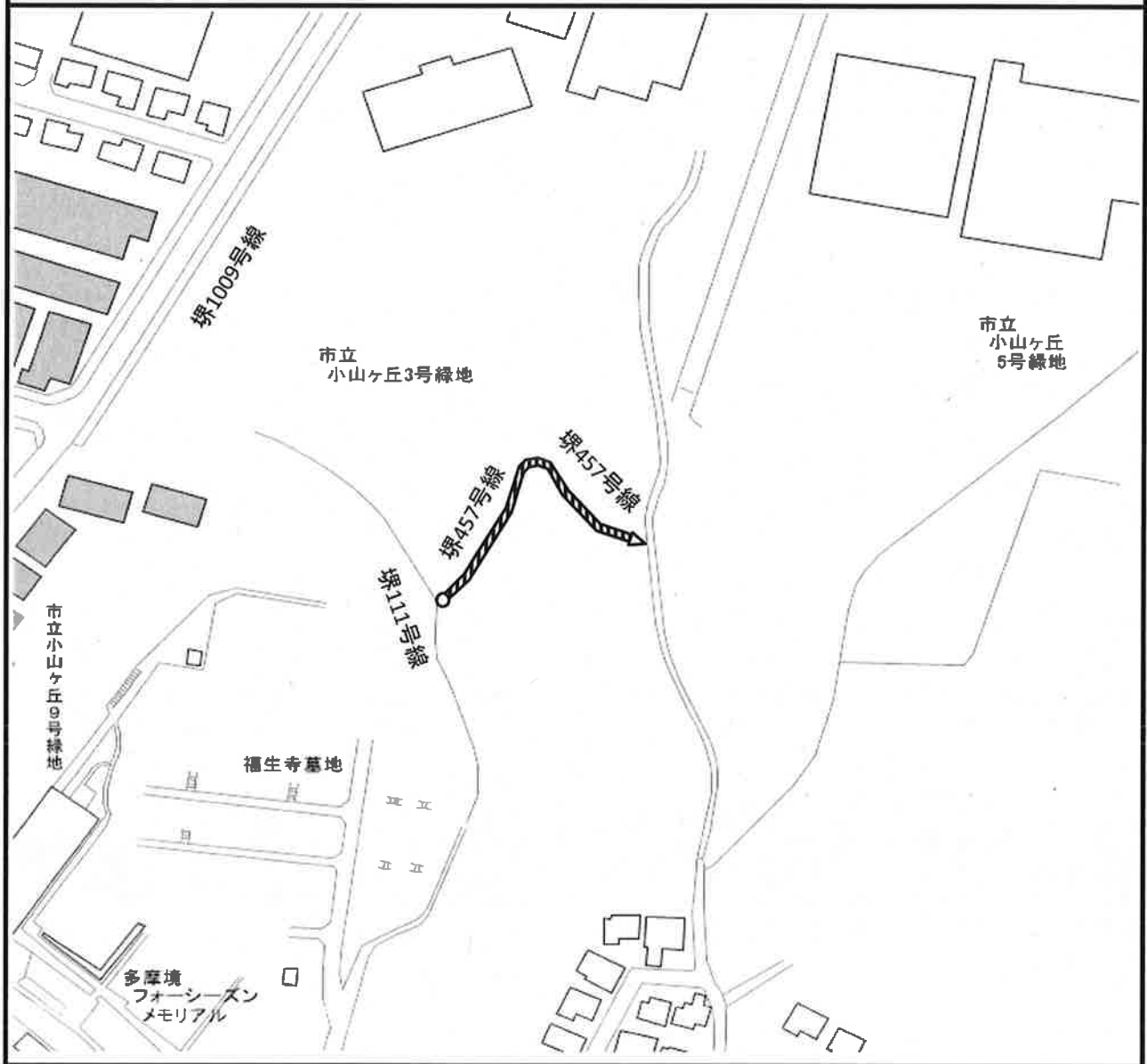


# 市道路線の廃止略図

町田市小山町 地内  
市道 堺457号線(全部廃止)



廃止する区間



# 市道路線の廃止略図

町田市小野路町 地内  
市道 鶴川720号線(一部廃止)



廃止する区間

